

農業委員会名簿

出席席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	渥 美 誠	
出席	副 会 長 (職務代理者)	田 中 光 義	
出席	副 会 長	辻 義 則	
出席	副 会 長	伊 藤 豊	
出席	委 員	鷺 野 則 美	
出席	委 員	服 部 貢	
出席	委 員	浅 井 佐智子	
出席	委 員	三 輪 時 広	
出席	委 員	大 橋 一 之	
出席	委 員	加 藤 博 由	
出席	委 員	伊 藤 里 海	
欠席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	日 榮 隆 広	
出席	委 員	加 藤 さゆみ	
出席	委 員	沖 龍 彦	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	清 水 直 樹
課長補佐（事務担当）	伊 藤 光
主 査（事務担当）	藤 田 佳 久
主 事（事務担当）	礪 川 湧 生
主 事（事務担当）	植 松 佑 太

発言者	内 容
	<p>1. 開催日時 令和4年9月20日(火) 午前9時00分から午前9時20分</p> <p>2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室</p> <p>3. 出席委員(14人) 別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員(1人) 別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第 14号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第 15号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 議案第 16号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願</p> <p>日程第 5 決定第 6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 6 専決報告 1. 農地法第3条の3の規定による届出 2. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 3. 現況証明願</p> <p>日程第 7 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知</p> <p>6. 農業委員会事務局職員(5人) 別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 伊藤 光 主査 藤田 佳久 主事 礪川湧生 植松 佑太 である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会(午前9時00分)</p> <p>事務局長 定刻となりましたので、只今より、令和4年9月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により渥美会長さんをお願いします。 会長さん宜しくをお願いします。</p> <p>会長 《会長あいさつ》</p> <p>それでは、本日の出席者数は(15名中14名)で、定足数に達しておりますので、只今より9月定例農業委員会を開会します。</p>

<p>会長</p>	<p>審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声》 それでは、 議席番号 11番 日 榮 隆 広 委員 議席番号 12番 加 藤 さゆみ 委員</p> <p>を指名しますので宜しくお願いします。</p> <p>それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。</p> <table border="0"> <tr> <td>議案第14号</td> <td>農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>議案第15号</td> <td>農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>議案第16号</td> <td>相続税の納税猶予に関する適格者証明願・・・・・・・・</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>決定第6号</td> <td>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について・・・・・・・・</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>専決報告</td> <td>1. 農地法第3条の3の規定による届出・・・・・・・・</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出・・・・</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3. 現況証明願・・・・・・・・</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>報告</td> <td>1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・・・</td> <td>6件</td> </tr> </table> <p>それでは、議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請5件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>	議案第14号	農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	5件	議案第15号	農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	6件	議案第16号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願・・・・・・・・	1件	決定第6号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について・・・・・・・・	6件	専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出・・・・・・・・	10件		2. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出・・・・	4件		3. 現況証明願・・・・・・・・	2件	報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・・・	6件
議案第14号	農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	5件																							
議案第15号	農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	6件																							
議案第16号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願・・・・・・・・	1件																							
決定第6号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について・・・・・・・・	6件																							
専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出・・・・・・・・	10件																							
	2. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出・・・・	4件																							
	3. 現況証明願・・・・・・・・	2件																							
報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・・・	6件																							
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》(1番から5番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)</p> <p>以上、5件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われま。以上で説明を終わります。</p>																								
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第14号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>																								
<p>委員</p>	<p>議案番号3番の申請者について、所有地では何を耕作していますか。</p>																								
<p>事務局</p>	<p>現在作付は行っておりませんが、耕作のできる状態であることを確認しております。</p>																								
<p>委員</p>	<p>現在所有の耕作していない農地に加え、今回農地を取得した場合、耕作の手が回らなくなってしまうのではないですか。</p>																								

事務局	<p>現在の所有地及び今回取得する農地につきましては、所有者からぶどうを作付する強い意思を確認しております。現状では全ての農地が耕作できる状態のため、許可要件を満たしていると思われまます。</p>
会長	<p>現状では問題無いということで宜しいでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
会長	<p>それでは、議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請5件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請6件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、離婚後、子ども3人と両親のいる実家で生活しております。実家には祖母も住んでおり、4世帯での同居は、生活スタイルの違いからお互いがストレスを抱えるようになってきました。また、長女が成人し、車を持ちたいと言っていますが、実家の敷地内に長女の車を置くスペースはありません。そこで実家を出て生活しようと近郊の賃貸物件を探しましたが、希望を満たす賃貸物件がありませんでした。そこで住宅が建築できる場所を探しましたが、なかなか希望する土地が見つからず、幸い、申請地の農地を譲っていただけることとなりました。申請地は実家にも近く両親の手助けをすることもでき、周辺の農地への影響も少ないことから、最適地として選定しました。今般の申請にて申請地を買い受け、分家住宅を建築する計画です。</p> <p>(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、住所地の賃貸住宅にて夫と子ども1人の3人で生活しています。子どもが成長するにつれて家財も増え手狭に感じるようになってきました。そこで自己用住宅を建築する計画を立てました。申請者夫婦は自己所有地がないため、生活に適した物件を探しましたが、なかなか条件にあう物件が見つかりませんでした。そんな現状から建築をあきらめかけていたところ、申請地を譲り受ける運びとなりました。今般の申請にて申請地を買い受け、分家住宅を建築する計画です。</p>

事務局

(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)申請者は昭和62年に創業し、食品製造販売を主な事業としております。近年の新商品等の開発による売り上げの増加に伴い、新たに従業員駐車場部分に冷蔵庫を建設する運びとなり、新たに従業員の駐車スペースの8台確保が必須となりました。また、従業員の増加に伴い、今まで既存の駐車場で1台当たりのスペースを狭くすることにより対応していましたが、従業員からの要望等もあり、更に8台分の駐車スペースの確保が必要となりました。以上の理由により16台分の駐車スペースを探していたところ、当社の隣接地である申請地が見つかりました。申請地は駐車場を設置しても他の農地への影響も少ないことから、最適地として選定しました。今般の申請にて申請地を買い受け、駐車場を設置する計画です。

(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)申請者は、名古屋市中川区を本店とし、申請地の隣接地に佐屋事務所、資材置場を置いて機械、器具の鋳造制作、販売業を営んでおります。近年、取引先のニーズが多様化してきて、鋼種の増加で対応せざるを得ない状況となっております。そのため資材保管量が増加して既存の資材置場だけでは処理できず、作業効率が悪くなっています。そこで既存の資材置場近くで土地を探したところ、申請地が見つかりました。申請地は既存の資材置場に隣接しており、作業効率も上がると判断しました。今般の申請にて申請地を買い受け、資材置場を設置する計画です。

(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)申請者は、平成28年に歯科医師免許を取得し豊田市内の歯科医院に勤めております。これまでの経験を生かして新たな歯科医院を開業する運びとなりました。開業するにあたっては生まれ育った海部南部地域で考えておりました。条件に合う土地がなかなか見つからず困っていたところ、両親より父が所有する土地で診療所を開業してはどうかと話をいただきました。申請地は開業するのに最適な立地条件であり、他の農地への影響も少ないことから、選定しました。今般の申請にて申請地を借り受け、歯科医院および駐車場を設置する計画です。

(6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)申請者は、平成18年に創業し、本店を津島市に置き、主として運送業を行っております。請け負っている運送業では、インテリア用品の運送相談も増えてきていることから、中古家具店を始めることにより多様なニーズにこたえられると考えました。しかし、本店には家具店に必要な倉庫と駐車場を建築するスペースがありません。そこで、近隣で土地を探しましたがなかなか適した土地が見つからず、本店から20分以内の距離で土地を探したところ、申請地が見つかりました。申請地は県道沿いで交通の便が良く、周囲の農地へ与える影響も少なく、店舗敷地として選定しました。今般の申請にて申請地を買い受け、中古家具店及び駐車場を設置する計画です。

以上、6件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。

<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第15号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請6件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第16号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願1件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》(1番の適格証明者住所・氏名、証明願の内容、申請地・地目・面積を朗読及び説明)以上、1件につきましては、事務局にて申請地の営農状況を確認したところ、適正であり願出者につきましても、納税猶予を受けるための要件を備えていると思われるため、証明できるものと思われまます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第16号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第16号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願1件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、証明することに決定させていただきます。</p> <p>続きまして、決定第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》(1番から6番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明)</p>

事務局	<p>決定第6号の農地利用集積につきましては、件数も多いため、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号1番から6番、全体筆数は9筆、面積は11,367㎡です。1番から6番までは愛知県農業振興基金が一次借受人となっています。耕作人として、6名の方々が借り受けております。内容につきましては、作物は水稻、レンコンです。愛知県知事同意は令和4年9月1日、愛知県農業振興基金同意は令和4年9月2日、公告年月日は令和4年9月30日、契約開始年月日は令和4年10月1日となっております。権利の内容は、賃貸借権でございます。</p> <p>以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。なお、この事案につきましては農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各要件をすべて、満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より決定第6号 について 簡略した内容ではございますが、説明とさせていただきます。何かご質問はございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。</p> <p>全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告 3件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(専決報告 農地法第3条の3の規定による届出 1番から10番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、10件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 1番から4番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、4件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番と2番の願出者住所氏名・所在地、地目、面積、事由、現地確認年月日、証明年月日を朗読説明) 以上、2件の届出を受理いたしました。なお、この事案につきましては、事務局にて申請書類及び現地を確認し、証明とさせていただきます。以上で説明を終わります。</p>

<p>会長</p>	<p>只今、専決報告 3件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 1件 について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から6番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、6件の合意解約を受付いたしました。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、報告 1件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。</p> <p>これをもちまして、9月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午前9時20分)</p>

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和4年9月20日

会 長 渥 美 誠

議事録署名者
議席番号11番委員 日 榮 隆 広

議事録署名者
議席番号12番委員 加 藤 さゆみ